

京都海区漁業調整委員会議事録

1. 開催日時 令和5年2月20日(月) 午後2時00分～午後3時00分

2. 開催場所 京都府宮津市字小田宿野 1029-3 京都府水産事務所 研修室

3. 出席者 京都海区漁業調整委員会

会 長	葭 矢 護
副会長	八 木 一 弘
委 員	津 田 嘉 春
委 員	川 崎 芳 彦
委 員	狩 野 安 徳
委 員	石 倉 尚 正
委 員	村 岡 繁 樹
委 員	吉 本 秀 樹

事務局	局 長	井 谷 匡 志
	次 長	井 上 太 郎
	副主査	堀 井 理 沙

京都府水産課	技 師	水 谷 昂 栄
--------	-----	---------

京都府水産事務所漁政課	課 長	戸 嶋 孝
	主幹兼係長	宮 嶋 俊 明
	主 査	廣 岡 信 康

伊根町地域整備課	係 長	小笠原 健 悟
----------	-----	---------

4. 議事事項と結果

第1号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について(諮問)
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 知事許可漁業の制限措置等について(諮問)
(小型機船底びき網業(手繰第三種漁業(とりがいた網漁業)))
…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第4号議案 知事許可漁業の制限措置等について（諮問）
（小型いかつり漁業）

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

5. 議事
井谷局長

定刻となりましたので、第13回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆さま並びに関係者の皆さまにおかれましては、お忙しい中ご出席いただきありがとうございます。2月も半ばを過ぎ、だんだんと昼も長くなってきました。また、今は晴れていますけど、これから雪になってくるということで、天候の移り変わりの激しい時期だと思います。その影響ではないと思いますが、この間から漁業者の関係する海難事故が連続して起こっております。皆さまも浜へ帰られたら、事故が続いているようだから気をつけてといったような声掛けをしていただけたらと思います。もう一つ懸案というか困っておりますのが、今日も議題にありますマグロでございます。今管理期間、3月末までまだ1ヵ月以上あるような状況で漁獲可能な枠がいっぱいになり漁獲自粛となっております。また、他の県も同じような状況で、なかなか譲受も難しいのかなと思っていて、あと1ヵ月、なかなか厳しい状況だと思っております。

一方で、新型コロナウイルスですけども、国は5月からインフルエンザと同じ5類相当に移行することを見据えて、マスクの着用は個人の判断に委ねるといった話をされています。また、府下の中学・高校などの卒業式でも原則としてマスクの着用は求めないというような方向で話をされているようです。ただ、現在でもかなり減ったとはいえ、無くなったわけではありませんし、これからも感染防止に気をつけていかなければならないと思っております。従いまして本委員会におきましては、前回同様、密を低くしてアクリル板を設置し、席の間隔も広くしております。発言の際にはマイクを用いていただきますようお願いいたします。

本日は益田委員、池田委員がやむを得ない事情で欠席されており、出席委員は8名で委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。

それではここからは会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

本日はご多用の中、またお足元の悪い中をご出席いただきありがとうございます。先ほど局長の方からありましたようにコロナも収束に向けていろいろと手筈を整えられ、早くマスクを取って皆さまの顔を見ながら委員会をしたいなと思

っております。

まず、議事に先立ちまして本日の議事録署名委員を指名させていただきます。村岡委員、吉本委員よろしく願いいたします。

それでは、第1号議案「特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」これは諮問でございます。これを審議します。京都府から説明をお願いします。

(水産課)
水谷技師

(資料1に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。大型魚の方は100キログラムということで、非常に微量な数字ですので、留保のところにとりあえず積んでおくという案ですがどうでしょうか。

八木副会長

定置協会とは話がついていますか。

水谷技師

定置協会へはこの案をお示ししまして、了解をいただいております。

葭矢会長

その他にどうでしょうか。

吉本委員

結構です。

葭矢会長

それでは本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第2号議案「特定水産資源に関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」これは諮問でございます。これを審議します。京都府から説明をお願いします。

水谷技師

(資料2に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

八木副会長 異議ありません。

葭矢会長 それでは本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第3号議案「知事許可漁業の制限措置等について」これは諮問でございます。「小型機船底びき網漁業（手繰第三種漁業（とりがイケた網漁業）」を審議します。京都府から説明をお願いします。

(水産事務所)
廣岡主査

(資料3に基づき説明)

葭矢会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

私の方から一点、この35隻の割り振りには何か基準はありますか。

廣岡主査 特に操業区域毎の割り振りというものは想定しておりません。あくまでも総数の中でという風に考えております。ですので、仮に35隻を超える申請があった場合には、優先順位付けにつきましては、規定に基づいて処理をしていくことになろうかと思っております。

葭矢会長 ありがとうございます。その他にどうでしょうか。

川崎委員 少し聞きたいのですが、漁業許可期間が10月31日までとなっていますが、実際のところ実入りはどうなんですか。そこまでありますか。舞鶴は盆を過ぎたら全部死んでしまって食べられないようになるのですが。

廣岡主査 実態として川崎委員が仰るようにおそらくこの時期に操業されることはまずないと思っておりますし、この操業時期にかかわらずそれぞれの地区で自主的に操業開始時期、終了時

期というのを決められていると思います。許可証に記載する操業時期につきましては、かなり余裕をもった期間で記載をされているということですので、実際にそこまで操業があるということではなかろうかと思います。

葭矢会長

その他にどうでしょうか。今、舞鶴湾の関係委員からお話がありましたが、栗田湾や宮津湾はどうですか。実態として栗田湾や宮津湾では秋漁までされる場合がありますか。舞鶴は川崎委員からほとんど死んでしまうのでということでしたが。確かとりがいの場合は、春産卵と秋産卵があつて、数は少なくとも秋まで操業されていた記憶が、今はわかりませんが僕が若い頃はやっていたような気がします。一応、それらも踏まえて10月いっぱいまでという許可時期が定められていると思います。その他に何かございませんか。

【発言者なし】

葭矢会長

特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長

ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。

それでは第4号議案「知事許可漁業の制限措置等について」これは諮問でございます。「小型いかつり漁業」を審議します。京都府から説明をお願いします。

廣岡主査

(資料4に基づき説明)

葭矢会長

ありがとうございました。只今の説明につきまして、ご意見ご質問等ございましたらよろしく願いいたします。

石倉委員

直接は関係ないのですが、これは遊漁船のいかつりは関係ないですね。遊漁船だったら自由に、なんでもやれるのですか。

廣岡主査

あくまで漁業として操業される漁船に対する許可ということですので、遊漁船に対するものではございません。

石倉委員

私のところは新井崎なので、家を少し上がってみたら舞鶴湾口からずっと見渡せます。近年、すごいいかつりが増えてきて、その上、すごい明かりなんです。これ、我々定置漁業には何らかの影響があるんだろうなと心臓に悪いなと思っています。許可隻数を見ていたら、福井県が20隻で、京都府が現状3隻の合計23隻。ただ、実際はとてもじゃないですけどそれ以上にすごい数の船が出ているので、少し気になったので言わせていただきました。今すぐにどうしろとは言えないのですが、少し皆さんにも考えていただけたらなという思いです。

葭矢会長

ありがとうございました。只今の石倉委員からの意見に対して何か京都府からありますか。漁業者の方は許可できちっと枠組みがありますが、遊漁船はその枠組みがないということで、資源や周辺漁業に対して何らかの良い手がありましたら。

(水産事務所)

戸嶋課長

現況、遊漁船に対して漁業と同様な制度はありませんが、一応、漁業調整委員会指示で火力については一定制限がかかっております。これは遊漁船であろうが漁船であろうが同じという形になります。ただ、最近LEDなど火光がかなり眩しく感じるというような意見もありますので、一昨年にこの漁業調整委員会の方で委員会指示について少し改正をということでご審議をいただいたところではあったのですが、現状としてなかなかLEDについて指示の中で見ていくのは少し難しいという結論であったかと思います。ただ最近、特に遊漁船のいかつりについてはかなりの量の遊漁船が入ってきているのは事実ではありますし、漁業者の方あるいは定置の方がかなり脅威を感じられているということで、今後、何らかの対策が必要になってこようかと思いますが、現実問題としてそれを規制するというようなところについては、今のところ妙案がないような状況です。ただ、遊漁船業につきましても、漁業者の方が遊漁船業を営まれているというところもありますので、漁場利用協定の中でルールを守って遊漁船も操業していただく、協力をしていただくというところしかないのかなというのが現状でございます。

葭矢会長

ありがとうございます。只今、京都府から説明がありましたけれども、漁場利用協定の中で枠をかけているのは漁場と時期と火光で、遊漁船専業者や漁業との兼業の方へは一応、周知いただいているかと思います。ただ、自分でプレジャー

ボートをもっておられる方にはなかなか歯止めが効かない。漁場利用協定はそういった状況ですけれども、委員会指示はプレジャーボートでも守ってもらわないといけないですよ。ただ、守ってもらうための取組というのがなかなか。夜中というか夜の間のことですし。その辺りどうでしょうか。

戸嶋課長

漁場利用協定や委員会指示につきましては、漁協に所属されている方や京都釣船業協同組合に所属されている方については、各団体を通じてお願いをしております。一般のプレジャーボートについては、なかなか周知の機会がないところではあります。本府のらくようが巡視した際にお願いということで注意をさせていただいているという現状でございます。いかつりにつきましても、らくようが夜間の巡視も行ってまいりますので、火光等について何回か注意をさせていただいておりますし、漁場利用協定等につきましては、毎年、マリーナにチラシを持って行って、そこを利用する遊漁船やプレジャーボート所有者に周知をしているというような現状でございます。

石倉委員

言い忘れたのですが、遊漁者の中には水中ライトを使っている人もおられるようなのですが、水中ライトは京都府の火光制限には入らないから自由に使っていいものなのかどうか、その辺りはどうですか。

(水産事務所)

宮嶋主幹

石倉委員が仰るように水中ライトに対しての規制はございません。水中ライトを使うから必ずしもそれが委員会指示違反だとか漁場利用協定の精神に則ってないというわけではございません。実は前回の委員会指示発出の際に水中ライトについても少し話題にはなったのですが、現状のところそこまで大きな光力を持つ水中ライトがないということと、まだ大きな漁業調整上の問題になっていないということで見送らせていただいた経過があります。今後、様々な状況変化がありましたらそういったところも考えていかなければいけないと考えておりますが、今のところそこには手を付けていないというところです。

葭矢会長

ありがとうございました。その他にどうでしょうか。石倉委員からありましたように現場でいろいろな課題がありましたら、漁協や関係団体の代表者にお話をいただけたらと思います。その中でまた、京都府が改善するところがあればしっかりと改善に向けて取り組んでいただきたいなと思って

おります。その他にどうでしょうか。

【発言者なし】

葭矢会長 特にご発言がないようですので、本議案については特に問題がないということで、京都府知事に原案には異議がない旨答申してよろしいですか。

【異議なしの声多数】

葭矢会長 ありがとうございます。それでは異議なしということで、異議のない旨答申をさせていただきます。
議案はこれで終了しましたが、その他何か事務局からありますか。

井上次長 (次回委員会の開催日時について報告)

葭矢会長 只今事務局から提案がありました次回委員会の日程の件ですが、おそらく今年度最後の委員会になろうかと思えます。3月20日の午後2時からということですのでご出席いただきますようお願いいたします。
それでは、これにて委員会を終了させていただきたいと思えます。本日はありがとうございます。

【閉会 午後3時00分】

以上、議事の正確なることを証する。

令和5年2月20日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員